九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

靖難の役前夜の建文政権

川越, 泰博
中央大学

https://doi.org/10.15017/25766

出版情報：九州大学東洋史論集. 23, pp.147-165, 1995-01-25. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン：
権利関係：

靖難の役前夜の建文政権

川越泰博

はしがき
一　張昺と謝貴と暴昭と
二　燕王府護衛の建文軍への徴兵
三　燕王府包囲網の形成
四　削藩弾圧策と建文官僚の反応
むすび

はしがき

明の建文元年（洪武三十二年）七月における燕王挙兵から、建文四年（洪武三十五年）六月の南京陥落・建文帝の死による燕王の勝利に至る、まる三年間の建文帝と燕王とのいわゆる権力闘争を、靖難の役と称するが、かかる靖難の役を惹起したのが、建文帝の削藩政策であることは、誰も異論を挟まないところである。しかし、それでは、削藩政策から燕王の挙兵に至るまでの過程は、どのようなものであったかというと、ほとんど明らかにされていない。つまり、靖難の役前史の具体的様相は、全くと言ってよいほど、分析されていないのである。それは、別稿においても指摘したように[1]、靖難の役を論じた研究で、削藩政策に言及したものは、単に燕王の挙兵を引き起こした序幕として簡単に言及するか、それとも王崇武氏の労作『明靖難史事考証稿』（国立中央研究院歴史語言研究所専刊二十五、一九四五年）のように、ほとんど言及しないかの、どちらかの傾向があって、建文から永楽への政治過程のなかで、削藩政策そのものの占める位置が極めて低いことに起因するように思われる。しかし、基礎的事実の掘り起こしとその確定に伴う具体的分析という基本的作業なしに、固定観念や予

断で削藩政策に対して通説的に把握することは妥当でないと言わなければならない。削藩政策から燕王挙兵にいたる過程全体の把握、とくに靖難の役前夜とも言うべき削藩政策期の把握なくしての靖難の役研究は、極めて跛行的なものと言わざるをえないであろう。そのような問題関心から、筆者は、史料の再検討・基礎的事実の確定を通して、対燕王府弾圧から燕王挙兵に至る過程の再構成を行う一つの試みとして、①建文政権によって行われた燕王ならびに燕王府に対する弾圧政策の具体的実態とそれに対する建文側官僚の反応について、②それらの弾圧政策に対する燕王の対応と弾圧政策が燕王府内に惹起せしめた動揺、並びに燕王は、動揺した燕王府内を、どのようにして挙兵という軍事的行動に結集していったかについて、等々の諸点を検討することを予定している。本稿においては、紙幅の都合上、①に的を絞って考察し、これを通して靖難の役前夜の建文政権の動向を明らかにして行きたいと思う。

一　張昺と謝貴と暴昭と

建文帝のいわゆる諸王削藩政策が始まったのは、明朝の創業者たる洪武帝が七十一年に及ぶ波瀾に満ちた生涯を閉じてから、わずか二カ月後の洪武三十一年七月のことであった。開封に王府を建てた、洪武帝の第五子周王の削藩を皮切りに、それから翌建文元年六月までのわずか一年の間に、代王→斉王→湘王→岷王の順に矢継ぎ早やの削藩が行われ、夥しい血が流されたのであった。このような建文帝の五王削藩は、燕王対策とセットになっており、一つは、来るべき燕王潰しにそなえて、もう一つは、五王削藩の過程で、燕王が窮鼠猫を咬む式に実行するかもしれない挙兵に備えて、徹底的に燕王の人事的人材的な力を殺ぐことに努めるとともに、燕王府に対する一層の偵察・警備体制を整えていったのであった。[2]

五王府削藩政策と連動して行われた、このような建文政権による燕王府対策が、露骨に顕在化したのは、洪武三十一年十二月からであった。この前月の十一月には、斉王が斉王府中の曾名深なるものに告発されて謀反の疑いをかけられて逮捕され、京師に移されるという事件が起きたのである。勿論、これが告発・逮捕というセットによるいわばでっち上げであることについては、先に考証した通りである。[3] 斉王の処罰そのものが決定するのは、やや遅れて翌建文元年五月のことではあるが、ともあれ、斉王が逮捕されたことで、周王→代王→斉王という順での削藩工作に一応の目鼻がついたのであり、これによって、この前後から建文政権の重点的目標が諸王削藩から燕王府対策へと向かって行ったことが明瞭に看取されるのであ

る。その具体的政策としては、この十二月には、北平布政使として工部右侍郎張昺が、北平都指揮使として謝貴が赴任してきたことである。この二人の北平への赴任については、『国榷』巻十一、太祖洪武三十一年十二月庚辰の条に、

工部右侍郎張昺、署北平布政司事。時諸藩不靖、議簡守臣有威望者、以昺往。

謝貴、為北平都指揮使。時燕王、称疾不出。人言其有異志。故仮備虜、遣貴及張昺偵禦之。

とあるように、その目的ははっきりしていた。燕王府に対する警戒と偵察を一層強化するためであったのである。張昺は、山西沢州の人で、洪武中に〝人材〟をもって挙げられ、官を累て工部右侍郎に至った。[4] 謝貴は、『明史』においては巻一四二の張昺伝に付伝の形で記述があり、その出自に関して、「謝貴なる者、起するところを知らず、河南衛指揮僉事を歴官す。」とあるだけであるが、明・屠叔方の『建文朝野彙編』によると、謝貴の経歴について、かなり詳しく知ることができる。本書、巻十六、都指揮謝貴伝によると、謝貴は、洪武二十五年に錦衣衛指揮僉事から河南都指揮僉事に陞格したが、まもなく山西行都司事に充てられた。ところが、同二十八年に趙隆の事件[5]に連坐し、死罪というところを洪武帝から特に宥されて、河南衛指揮僉事に降格されたのであった。このような履歴の謝貴が、一躍北平都指揮使に抜擢されたのは、兵部尚書斉泰に推薦されたからである。燕王府に対する建文政権による攻勢の強化策として謝貴が抜擢されたのは、その智勇を斉泰が買ったからであった。かくして、燕王府の状況を偵察し、かつ常に練兵し、燕王府に変乱の動きがあれば、建文政権の指示を受けずに、直ちに軍を起こし、その後に上聞させるという密命を帯びての北平赴任であったのである。[6]

前引『明史』張昺伝に、

建文初、廷臣議削燕、更置守臣。乃以昺為北平布政使、貴為都指揮使、並受密命。

とある〝密命〟とは、『建文朝野彙編』謝貴伝に見える内容を指すことは間違いないのである。

このように布政使・都指揮使の民政・軍政両方の官を対燕王府政策にシフトした人事が行われたが、それに加えてもう一つ新しい官職が設置されることになった。それは、明けて建文元年二月に新設された採訪使のことである。『国榷』巻十一、建文元年二月己巳の条に、

戸部右侍郎夏原吉・給事中徐思敬等二十四人、充採訪使、巡行天下、問民瘼、課吏治、皆得便宜、行之。

とあって、当時戸部右侍郎であった夏原吉など二十四人が採訪使に充てられたのであった。この『国榷』の史料からは、単

に民政を監視することだけを任務としたように受け取られるが、建文帝の官制改革を検討された阪倉篤秀氏が、すでに『皇明紀要』巻三、建文元年二月丁巳の条に、

命都御史暴昭等二十四人充訪採使、巡行天下、問民間疾苦、賞廉平吏、黜貪墨不職者、得便宜行事、暴昭採訪北平、且得燕藩情事、密封以聞、力請為之備。

とあるのを引用して、諸王府の内情を偵察することもその職務としたと述べられたように[7]、民政を監視するというのは、一種の建前であり、その内実は諸王府に対する監視、就中燕王府に対する監視と圧迫を加えるためのものであったのである。この採訪使の新設によって、建文政権の燕王府に対する警戒網は、先の布政使・都指揮使とともに一種のトライアングルを形成するものであった。この採訪使を、阪倉氏は、「採訪使の新設は、削藩政策の実施という当時の新たな社会状況に対応したものである。[8]」と位置づけられているが、北平地区に限った場合、この採訪使は果たして機能したのであろうか。なぜこのような疑問を抱くかというと、右に引用した『皇明紀要』の記事からも知られるように、北平採訪使に充てられ、燕王府への対処を命ぜられたのは暴昭であるが、暴昭に関する史料中には、一見矛盾するような記事があるからである。

例えば、『建文朝野彙編』巻九、尚書暴昭伝には、三種類の伝が載せられている。これらを比較対照するために、煩を厭わず引用すると、つぎのようになる（ABC等の記号は、引用者が論述の便宜上、付したものである。以下、同じ）。

A暴昭、山西人、為北平参政時、防藩府甚厳。未幾、遷刑部侍郎、充北平採訪使、甫至境聞変、亟走帰聞于上。建文元年、設平燕布政司于真定、陞昭刑部尚書掌司事、平安諸兵敗、召帰京師、靖難兵入城、出亡被執、見成祖抗罵不屈、去歯牙截手足、罵不絶口、至断其頸、乃已。

B暴昭、山西潞州人、建文年間為刑部尚書、初為左都御史、命採訪北平、具得燕藩事情、密封以聞、且請預為之備、燕王深憾之。時北平為燕所拠、於是開設平燕布政司、命昭掌其事。後成祖即位、被執至京、抗罵不屈死。

C暴昭、不知何許人、或曰山西人也。革除初、以刑部右侍郎為北平採訪使、甫至燕而変作、亟帰言于朝、及建文君亡被執、抗詈不屈、王怒先去歯牙、断手足、詈聲猶不絶、及断頸乃已。或曰昭初嘗為北平布政司参政云。

Aは『遜国臣記』に、Bは『忠義流芳』に、Cは『革除遺事』に基づいていて、それぞれ典拠とするところが異なっているが、内容的に言えば、AとCは大変似通っている。靖難の役終息後の暴昭の抵抗とその死についての記述が甚だ似通って

いることもさることながら、北平採訪使に任ぜられたことに関して、Aには「甫めて境に至るや変を聞き、亟やかに走りて帰り上に聞す。」とあり、Cにも「甫めて燕に至るや変なり、亟やかに帰りて朝に言う」とあって、ほぼ同様といえよう。これらA・Cによるかぎりでは、暴昭は北平採訪使に任命されて北平に赴任する途中に、燕王の挙兵の報に接すると、反転して南京に馳せ戻り、建文帝にそれを知らせたという意味にとれる。しかし、この通りだとすると、暴昭が北平採訪使に任命されたのは、建文元年二月、それに対して、燕王の挙兵は、これより五カ月を経たあとの七月のことであるから、暴昭は、なぜこの五カ月の間北平に赴任しなかったのか、という疑問が生じるのである。採訪使の新設目的を考えれば、その北平赴任が五カ月も遅延したままであったとは、とても思えないからである。そこで、Bの記事をみると、「命ぜられて北平に採訪し、具さに燕藩の事情を得て、密かに封じて以聞し、且つ預めこれが備えをなさんこと請う。燕王深くこれを憾む。」とあって、A・Cとは全く相反し、設置目的通り北平に赴任し燕王府内の動静を偵察していたことが知られる。このように、A・CとBとでは、暴昭の行動に関して、相反するような記述がみられるのである。

暴昭の伝は、『建文朝野彙編』以外にも多々あるが、それらはおしなべて、『建文朝野彙編』のA・Cの系統かBの系統に分かれるようである。例えば、『明史』巻一四二に載せる暴昭伝には、「建文の初め、北平採訪使に充てられ、燕の不法の状を得て、密かに以聞し、預め備えをなさんことを請う。」とあるが、これはB系統である。『国朝献徵録』巻四十四、刑部尚書暴昭伝に、「革除の二年、採訪使に充てられ、北平に至るや、変あるを知り、亟やかに帰り、朝に言う。靖難の師、入京するや、これを執う。屈せず。上怒り、命じて先にその歯を去り、次に手足を断ち、次に頭を断ち、而して亡ぶ。」とあるのは、A・C系統であり、さらに、『吾学編』巻五十二、遜国臣記巻一に載せる刑部尚書暴昭伝には、「未だ幾くならずして、刑部侍郎に遷り、北平採訪使に充てられ、甫めて境に至るや、変を聞き、亟かに走り帰り、上に聞す。建文元年、平燕布政司を真定に設け、昭を刑部尚書に陞して、司事を掌らしむ。」とあるのも、A・C系統に属するものと言えよう。

このように、暴昭に関する伝記史料を見て行くと、A・C系かB系統の二種類に分かれるようであるが、とすれば、北平採訪使として任務を全うし、燕王府の内部情報を摑んだというB系統の史料と、北平に赴任の途中に燕王の挙兵に遭遇して引き返し、建文帝にその情報を知らせたというA・C系統の史料との間には、矛盾があるだけで、両方を整合的に理解する方法はないのであろうか。この矛盾を解く好個の手掛かりは、『革朝遺忠録』巻下に載せる暴昭伝の中に存する。本文はわず

かに、

暴昭、　人、刑部右侍郎。

とあるだけであるが、ここに載せられている割注に注目すべき文言が見える。すなわち、

或云、山西人、建文初充北平採訪使、回至京、而変作、竟不屈、命先去其歯、次断手足、次断頭、而死。

とある文中の、就中傍線を付した部分は、重要な手掛かりになり、これは、北平採訪使に充てられた暴昭が、一旦京師応天府に帰京したが、その折に燕王の挙兵に遭遇したとの意味に取れる。「京に回る」というのであるから、暴昭は、一度は北平採訪使として赴任したことになる。それでは、「回京」は何のためかということになるが、それは、B系統の史料に見えるように、「具さに燕藩の事情を得て、密かに封じて以聞」するためであり、「且つ預めこれが備えをなさんこと請う」ために自ら帰京したのではなかろうか。したがって、「密封以聞」は、単に緊急の上奏文を北平から応天府の建文帝に送ったということではなく、暴昭自ら京師に赴き、秘密裏に建文帝に上奏したということになる。「燕王、深くこれを憾む」とあるのは、こうした暴昭の動静を、燕王が苦々しく思ったからであろう。このように、『革朝遺忠録』の一節を手掛かりに、B系統の史料を解釈すると、A・C系統の史料も、自ずと理解が可能になる。「甫めて境に至りて変を聞き、亟やかに走り帰り上に聞す。」(A)、「甫めて燕に至るや変なり、亟やかに帰り朝に言う」(C)とある中の「甫至境」や「甫至燕」とは、北平行が初回という意味ではなく、「密封以聞」以後初めてという意味であり、建文帝に燕王府の状況を上奏した後の北平への帰路の際に、燕王の挙兵の報に接して、暴昭は反転京師に馳せ戻ったことになるのである。B系統の史料とA・C系統の史料の間に、『革朝遺忠録』暴昭伝の、この割注を差し挟めば、両系統の史料の矛盾・齟齬がこのように極めて整合的に解釈することが可能ではなかろうか。

以上、長々と北平採訪使とこの職に補せられた暴昭について検討して来た結果、布政使と都指揮使とともに対燕王府警戒網のトライアングルをなす北平採訪使は、十分に機能したことが知られた。このように燕王府に対するトライアングル体制の形成は、あくまでも、燕王・燕王府に対する警戒・偵察網として外側から圧迫を加えて行くものであった。

二　燕王府護衛の建文軍への徴兵

それに対して、燕王府の内側に踏み込んで、直接燕王府の軍事力そのものを骨抜きにしようという弾圧策が、採訪使設置の翌月の建文元年三月に行われた燕王府の護衛からの徴兵であった。燕王が、洪武十三年三月に北平に之国（就藩）する際、洪武帝から付与された護衛は、燕山三護衛といい、燕山中・左・右の三護衛からなっていた。燕王府のみならず、王府一般の軍事力は、諸王が之国するときに与えられた護衛がその基本をなすが、こうした王府の軍事力は、非常に強大であり、洪武帝の死後、建文帝が即位すると、その強大な勢力は、逆に皇帝権をも狙い得る存在となり、建文帝にとっては対抗勢力として警戒心を抱かざるをえず、それが削藩政策決行の意志を固める直接の原因となった、という考え方が、通説的認識である。諸王の強大な軍事力→それに対する削藩政策の実行→それに対抗しての燕王の挙兵による靖難の役の開始、という図式が、従来の共通認識であった。しかし、こうした通説的認識には、同意することができない。まず、軍事力強大論は、その根拠を十分に検証した上で主唱されたものではない。仮に百歩譲って諸王の軍事力が強大であったとしても、現実に決行された削藩政策の対象になったのは、周王（三護衛）→代王（三護衛）→斉王（二護衛）→湘王（二護衛）→岷王（三護衛）の五王府だけであり、経済的軍事的な面で有力な藩といわれた楚王府や寧王府などが、削藩の対象になっていないのはなぜか、その理由は諸王強大論からは明確に絵解きできないのである。[9] 諸王強大論の視点から削藩政策を把えるとすれば、諸王府の有する軍事的力量自体を十分に検討する必要がある。そうでなければ、砂上の楼閣に過ぎないことは自明なのに、これまでは固定観念や予断だけで、諸王強大論があたかも事実であるかのように認識されてきた。〝強大な〟という修飾語が一番先に冠せられる燕王にしても、之国の際に付与された護衛の数は、合計五千七百七十人に過ぎなかった。[10] これは、三護衛全部の数字であるから、一護衛の兵力数は、千九百二十三人程度に過ぎなかったのである。普通一衛の兵数は、五千六百人からなるが、それにはるかに及ばない数字なのである。之国後、五千六百人に増やしていったとしても、三護衛での総数は、一万六千八百に止まるのであり、これが、洪武帝によって確立・整備された親軍衛・京衛・外衛からなる衛所—洪武二十六年の調査で、都司十七・留守司一・内外衛三百二十九・守禦千戸所六十五という膨大な軍事力を継承した建文帝の前にあって、果たして強大であるといえる存在であったのであろうか。また、燕王の長城以北における軍事的活動を事例にとって、

その統帥権を過大に評価し、それが通説的認識の強大論のよりどころとなっているが、これもその都度一時的臨時的に洪武帝から指揮権を委ねられたものに過ぎず、恒久的なものではなく、燕王の軍事力を過大視する典拠とはなり得ないのである。[11]

『国榷』巻十一、恵宗建文元年三月甲午の条に、

D命参将宋忠屯兵北平、都督徐凱練兵臨清、耿瑋[12]練兵山海関、忠至開平、徵辺兵三万、選燕護衛之鋭士隷麾下、遣護衛胡騎指揮関童等入京。

とあり、また『国朝献徵録』巻一百九、錦衣衛都指揮使宋忠に、

E建文初、勅忠以都指揮総辺兵三万屯開平、尽簡燕府護衛壮士従忠、聴忠節制。

とあるように、建文元年三月、建文帝の命令で、燕王府の護衛の兵が、建文軍の参将宋忠の指揮下に組み入れられることになった、そのとき、燕王がもし強大な軍事力を有していたという通説的認識によるならば、燕王は、なぜ唯々諾々としてその命令に従ったのであるかという疑問を抱かざるを得ない。しかし、燕王は、現実的には、強力な軍事力を擁していなかったから、その時点では、建文帝の命令を拒否できず、それに従わなければ、削藩の口実を与えてしまうので、それを回避するために、やむなく従わざるを得なかったのである。つまり、軍事力が強大であり、皇帝の座を虎視眈々と狙うような勢力を有していたとすれば、逆にこのような理不尽な命令の発効を名目に、燕王が建文帝に戦いを挑む絶好の機会ですらあったのであるが、現実には、その逆で、削藩の口実を建文政権に与えないような対処の仕方をしている。しかも、燕王府の護衛を徵兵し、建文軍に組み込む理由としては、『奉天靖難記』巻一に、斉泰の言として、

今胡寇来放火、以防辺為名、発軍往戍開平、護衛精鋭、悉調出塞、去其羽翼、無能為矣。不乗此時、恐後有噬臍之悔。

とあるように、〝防辺〟に名を借りて燕王府の護衛を徵兵し、燕王の軍事力を一遍に殺いでしまおうという建文帝側の作戦であり、その名目の裏に隠された陰謀を燕王が読み取れなかったとはとても思えないのである。それにも拘わらず、そのような建文政権の陰謀に従ったのは、その時点ではまだ削藩の口実をあたえない対処の仕方を取らざるを得なかったためと思われる。燕王が建文政権から疑われないように、削藩の口実を与えないように腐心せざるをえなかったことは、建文軍中に自府の護衛が取り込まれた翌月の建文元年四月にも起きた。これについては、別稿においてやや詳しく触れるが、今は亡き洪武帝の小祥（一周忌）に際し、燕王は、自分の子供高熾・高煦・高燧の三人を入京させ、それに参加させることにした。こ

の入京に対しては、そのまま建文側の監視下におかれ、人質にされる危険性が十分にあったので、入京に反対する意見もあったが、燕王は、「朝廷をして疑わしむるなかれ」と敢えて入京させたのである。しかし、三人の子供が出立したあと、燕王は大変後悔したのであった[13]。このように、建文元年の二月・三月の時点では、ただひたすら建文政権に付け入るスキを与えないための身の処し方に苦心していたのである。

建文軍の宋忠麾下に、燕王府の燕山三護衛がどのくらい組み込まれたのかというに、宋忠麾下軍が三万、前掲E史料によれば、「尽く燕府護衛の壮士を簡んで忠に従わしめ、忠の節制を聴かしむ」とあるから、相当数の兵力が取り込まれたもののごとく思われる。七月、燕王は勇士八百人を率いて挙兵するが、建文軍への徴兵のために、燕山三護衛は、それほど骨抜きにされていたことはほぼ間違いないのである。次のエピソードは、挙兵後、燕王が、宋忠の拠っている懐来を攻撃したとき、宋忠軍中に燕山三護衛の将兵が沢山含まれていたことを物語るものとして興味深い。燕王軍に捕獲された建文軍の間諜は、次のように自白したということである。

宋忠、北平の将士を誑かして云う、「家を挙げて、皆上（燕王）の殺すところとなり、屍をすて、溝壑に塡満す、宜しく報讎をなすべし」と。将士これを聞き、或いは信じ、或いは否とす。上これを知り、乃ちその家人を以って前鋒となし、その旧日の旗幟を用う。衆遥かに旗幟を見て、その父兄子弟の咸なあるを識り、遙に相い呼びて声に応じ、喜びて曰く、「噫、我が（家）固より恙なし、是れ宋都督我を誑すなり、幾ど誤りなすところならん。」と。遂に戈を倒して来帰す[14]。

このように、建文軍宋忠の麾下に組み込まれていた燕王府の燕山三護衛の将兵が、我先に燕王軍の方に逃げ帰っていったので、宋忠軍は、その余衆をもって陣を立て直そうとしたが、それが終わらないうちに、燕王軍に急襲されて大敗し、宋忠は懐来城に逃げ込み、厠に隠れているところを発見されて、燕王軍に捕らえられてしまったのであった[15]。宋忠の逃亡と生け捕りのことは、後日譚であるが、ともあれ、その発端となった建文元年三月における燕王軍の建文軍への徴兵の件は、三月当時の燕王のデリケートな立場を雄弁に物語るものであると同時に、燕王軍が大多数建文軍に組み込まれていたことを窺わせるにたるものといえよう。

三　燕王府包囲網の形成

かくして、建文元年三月以後、燕王軍の大半が宋忠麾下ということになる。この宋忠は、洪武の末年には、錦衣衛指揮使であったが、鳳陽中衛指揮使を経て、錦衣衛に復官している。そうした経歴を辿った事情については、『明史』巻一四二、宋忠伝に、

有百戸以非罪論死、忠疏救。御史劾之、太祖曰、忠率直無隠、為人請命、何罪。遂宥百戸。尋為僉都御史劉観所劾、調鳳陽中衛指揮使。三十年、平羌将軍斉讓征西南夷無功、以忠為参将、従将軍楊文討之。師旋、復官錦衣。

とあって知ることができるが、かかる宋忠が、建文元年三月、建文帝の詔をうけて、大半は燕王府護衛軍をもって構成された三万の兵をもって開平に駐屯することになったのは、建文帝の信任を受けてのことであった。[16] 宋忠は、錦衣衛指揮使のときから、〝智勇有名〟であったということであり、[17] それに加えて西南夷討伐に功績があったことで、ますます建文帝の信頼を得たのであろう。しかし、明代軍事体制上の人事体系からみると、この人事は異例の抜擢であったのである。このとき、宋忠はいかなる官職に補せられて三万という兵力を指揮することになったのか、つぎのように史料によって異なっている。

◎都督とする事例

「建文元年、都督なるを以って勅を奉じ、」（『明史』宋忠伝）

「三十二年三月、允炆、都督宋忠を以って、沿辺各衛の馬歩官軍三万を調して開平に屯せしむ」（『奉天靖難記』巻一）

◎都指揮使とする事例

「建文元年三月、忠に勅して、都指揮なるを以って辺兵三万を総べ、開平に屯せしむ」（『建文朝野彙編』巻十六、都指揮宋忠伝）

「建文の初め、忠に勅し、都指揮なるを以って、辺兵三万を総べ、開平に屯せしむ」（『国朝献徴録』巻一百九、錦衣衛都指揮使宋忠）

◎参将とする事例

「参将宋忠に命じて北平に屯兵せしむ」（『国榷』巻十一、恵宗建文元年三月甲午の条）

このように、バラバラであり、軌を一にしない。この中で、参将の可能性は低い。宋忠は西南夷征討に従軍したとき、参将に充てられたが、『国榷』はそれをそのまま使ったものと思われるからである。そうすると、都指揮使であったか、都督であったかということになるが、組織上からいうと、都指揮使は、都司の長であり、都督は、都司の上部に位置する五軍都督府の長であり、都指揮使が正二品であるのに対して、都督は正一品であったのであり、都督と都指揮使とでは、官制上、大変な差があった。したがって、宋忠がそのどちらに補せられたのかということは、決して些細な問題ではないのである。宋忠が三万の兵を指揮することになったとき、臨清において練兵を命ぜられたのは徐凱、山海関での練兵を命ぜられたのが耿瓛であったが、かれら二人とも都督であった。徐凱は、開国の功によって茂州衛指揮使になり、以後昇進して洪武の末年には都督僉事になっていて、建文元年には、「靖難の兵起きるや、宋忠に従いて北進し、臨清に練兵す」[18]とある。また、耿瓛は、耿炳文の第二子で、洪武中すでに、後軍都督僉事になっていた[19]。このように、二人とも、洪武中にすでに都督僉事であったので、それぞれ臨清、山海関において北平へ向けての陣の布列を命ぜられたとき、都督に昇格したものと思われる。前引の徐凱に関する史料「靖難の兵起こるや、宋忠に従いて北進し、臨清に練兵す」によれば、建文元年三月における開平・臨清・山海関への兵の動員は、同時的行動であるとともに、宋忠を中核とした軍事的行動であったように読み取れるが、とすれば、宋忠以外は正一品の都督で、中心をなす宋忠がそれより官品の低い正二品の都指揮使であったとは考えられないのであり、都督でなければ、指揮系統上のバランスが取れなかったのではなかろうか。以上の理解に大過なければ、宋忠は、指揮使（正三品）から、都指揮僉事（正三品）→都指揮同知（従二品）→都指揮使（正二品）→都督僉事（正二品）→都督同知（従一品）を飛び越して、都督（正一品）に抜擢されたことになる。これが、建文帝の宋忠に対する信任の結果であることは、さきに触れたが、このような建文帝の異例の抜擢をうけた宋忠の指揮下に、燕王府の護衛の兵は、組み込まれることになったのであった。

この結果、北平の城内においては、布政使張昺・都指揮使謝貴・採訪使暴昭のトライアングル的警戒・偵察網が、城外においては、開平の宋忠・臨清の徐凱・山海関の耿瓛による北平向け軍事動員のトライアングル的体制が成立し、北平はその二重によるトライアングルによって包囲されることになったのであった。

四　削藩弾圧策と建文官僚の反応

周王削藩に始まり、前述の燕王府包囲にいたる、建文政権の一連の削藩弾圧策は、別稿[20]でも述べたように、黄子澄・斉泰の主導の下に強行されたものであった。しかしながら、この削藩弾圧策の強行が、建文政権の一枚岩によるものといえるかというと、決してそうではなく、建文政権の内部では、様々な意見の違いや反応があったのである。鄭克晟氏は、こうした削藩政策に対する建文政権内部の意見・姿勢によって三つの派に分類し、それらを激進派・温和派・消極派と名付けられている。[21]言うまでもなく、激進派は、積極的に削藩政策を推し進めようとする一派で、黄子澄・斉泰と郭任（戸部侍郎）の名を挙げられているが、温和派・消極派は、これに対して、温和な、あるいは消極的な意見を有した一派とされたのである。鄭氏は、温和派としては、戸部侍郎卓敬を挙げ、

他同意削藩、但不急于求成。

とのべ、また消極派としては、吏部官員高巍・御史韓郁の二人を挙げ、

他們也主張削藩、而対立即用兵則表示消極。

とのべられている。[22]以上のように、温和派も消極派も、削藩政策そのものには反対ではないが、その進め方に、黄子澄や斉泰の激進派とは、かなりな径庭があるというわけである。建文政権の内部では、削藩政策に対して、このようにスタンスの違いによって、グルーピングできることを提案されたのは、管見の範囲で言えば、鄭氏が最初である。[23]鄭氏の説明を適用すれば、削藩政策の展開過程における建文政権側の有り様を具体的に浮き彫りにする手掛かりとなるであろう。そのような意味でも、鄭氏の提案は貴重であるが、しかしながら、削藩政策に対する、スタンスの違いによる分類について、以上の鄭氏の分類だけでは十分でない。というのは、鄭氏の指摘されたのは、いずれも削藩政策派の中での分類であり、それとは対極の関係にある、削藩政策そのものに反対という反削藩政策派や逆に建文帝を裏切って燕王に内通したもの等の存在については挙げられていないからである。これを視野に入れなければ、当該時期の建文政権の動向を窺う上では、不十分である。私見によれば、単に激進派としての黄子澄・斉泰・郭任の三人、[24]温和派としての卓敬、消極派としての高巍・韓郁の二人以外にも、顕著な反応を示した人は少なくなく、それらの人々の、削藩弾圧策に対するスタンスの違いによって、少なくとも五

つのグループに分類することが可能であろう。激進派・温和派・消極派という、削藩派自体の分類の外に、これと対極をなす反削藩派・燕王内通派の二つを加えるべきだと思う。

反削藩派というべき立場の人として、韓宜可・尹昌隆・呉肇がいる。韓宜可は、浙江山陰県の人で、洪武の初めに任用された山陰教諭を振り出しに、監察御史・山西按察司僉事などを歴任したが、「弾劾、権貴を避けず」と職務に忠実なあまり、しばしば獄に下されたり、遠隔地に安置されたりした。建文帝が即位したときも、雲南に配流されていたが、翰林院検討陳性善の推挙によって、左副都御史に任ぜられたのである。中央に返り咲いてからの韓宜可について[25]、『建文朝野彙編』巻一、洪武三十一年十二月の条に、

召韓宜可為右副都御史、宜可初為山東布政使、坐累謫雲南。為人惇厚高潔、持法廉慎。時斉黄建議削奪諸王、宜可嘗言其当従寛大、密加防範、弗遽誅討。後竟僨事、人乃知其為老成持重之言。

とあり、黄子澄・斉泰の削藩強行派とは明確に一線を画し、むしろ削藩派とは正反対に諸王には寛大であるべきで、誅討には反対と主張した。靖難の役の発生と建文政権の崩壊によって、結果的には、韓宜可の軽々しくせず、大事をとるべきだという言の正当性が証明されたことになった。この韓宜可よりもさらに直接的に削藩政策を非難したのは、監察御史の尹昌隆である。同じく『建文朝野彙編』の巻二、建文元年三月二十四日の条に、

京師地震。監察御史尹昌隆疏言、奸臣専政、陰盛陽微、謫見於天、是以地震。執政者悪之、斥知福寧県。

とあるのが、それである。奸臣が、黄子澄・斉泰を指すことは言うまでもない。建文元年三月という時点においては、すでに周王・代王・斉王が告発・逮捕され、削藩工作に一応の目処がつき、その一方では、燕王に対する圧迫もますます露骨になり、二月にはさきに述べた採訪使の設置があり、三月には燕王府護衛から精壮軍が建文帝の勅を奉じた宋忠の麾下に組み込まれるなど、燕王府に対する包囲網態勢が出来つつあった。尹昌隆の批判が、それらの諸王に対する削藩政策や燕王府に対する弾圧策を除外して、他のことを指称するとは考えがたい。尹昌隆の伝は、『明史』巻一六二にみえ、それに、

成祖入京師、昌隆名在奸臣中、以前奏貸死、命傅世子於北平。[26]

とあり、建文四年六月の燕王の南京入城の際には、奸臣リストに入れられていたが、前の上奏が機縁となって死を許されたという。尹昌隆は、洪武中に進士に及第して修撰を授けられて以後、監察御史となったので、しばしば上奏をしたであろう

が、先の奸臣非難も、燕王にとってみれば好ましい上奏であったに違いない。換言すれば、それは、黄子澄・斉泰にとっては、看過できない批判ということになり、その結果、尹昌隆は、前掲『建文朝野彙編』に見えるように、黄子澄・斉泰に憎まれて、福建の福寧県知県に左遷されたのであった。さらに、反削藩派に入れるべき人に、同じく監察御史であった呉肇がいる。呉肇は、『毘陵人品記』巻六、呉肇の条に、

無錫人、洪武間以経明行修、徴拝御史、建文君嗣位、益加眷注、見斉黄削奪親藩太驟、嘗従容借漢事為喩、上優納之。適父喪帰、服未闋、靖難兵〈按疑有奪字〉（〈〉内は割注）

とあるように、建文帝からも信頼されていた人であるが、あまりにも性急な黄子澄・斉泰の削藩政策に対して、呉楚七国の乱の事例を引いて反対したのである。そのあとたまたま父の喪に服するために就職し、郷里に帰ったので、尹昌隆のように、黄子澄・斉泰によって左遷されることはなかった。

以上の反削藩政策派に対して、李友直・郭資・陳瑛・張信等は、削藩政策展開期に建文帝を裏切って密かに燕王に内通していた連中である。字は居正、保定清苑県の人で、洪武二年（一三六九）に生まれた李友直は、読書大義に通じ、兼ねて法律を学んだといわれている。伝は、『英宗実録』正統三年九月乙酉の条にあるほか、これを再録した『国朝献徴録』巻五十、行在工部尚書李友直伝や楊栄『楊文敏公集』巻二三所載の故資政大夫工部尚書李君墓誌銘など多数あり、『革朝遺忠録』・『靖難功臣録』にも収録されている。靖難の役にかかわる、この『革朝遺忠録』・『靖難功臣録』両書に伝がみえるところに、李友直の立場が示されているといえよう。前者は、いうまでもなく、建文政権側に付したものの伝記集であり、後者は燕王側に与したものの伝記集であるからである。つまり、李友直は、本来建文政権につかえていた人物であるが、建文帝の削藩政策が始まると、燕王に内通した、建文政権側からみれば、まさに完全なる裏切り派であったのである。建文帝の削藩政策が開始されたとき、李友直は北平布政司の掾吏であった（『革朝遺忠録』巻上、張昺伝）とも、庫吏であったとも言われているが（『英宗実録』正統三年九月乙酉の条、『国朝献徴録』巻五十、行在工部尚書李友直伝）、いずれにしてもあまり地位は高くなかった。『革除遺事』六、李友直伝には、

以朝廷密事告于親藩。

と頗る簡単な記述しかないが、『革朝遺忠録』巻上、張昺伝に、

以昺為北平左布政使、至察文皇帝必起兵、遂与都指揮謝貴、以在城七衛及屯田軍士、列九門防守、飛章奏聞。有掾吏李友直者、智譎人也。昺以腹心寄之、友直乃竊其章、密献王府。

とあり、また『建文朝野彙編』巻二、建文元年六月の条に、

斉泰即発符遣人、密命燕府長史葛誠与護衛指揮盧振為内応、張昺飛章奏聞、李友直竊其章、以献燕府。

とあるように、張昺は李友直を腹心と思い、信頼していたが、その信頼を裏切って、北平における建文軍の配置や燕王府内部者の建文政権への内応状況などを示す重要機密の上奏文を盗んで燕王側に通報したのである。靖難の役における功績者の伝を収録している『靖難功臣録』によれば、十八人の功績者の伝があるが、著録の順序の筆頭は、燕王の参謀であった僧の道衍、のちに改名した姚広孝であり、第二番を占めているのが北平布政司の吏であった、この李友直であるところをみても、建文政権による燕王府弾圧策の際に、李友直が建文政権を裏切り、燕王へ内通したことの重みが知られるであろう。ついでに付言すれば、この李友直は、燕王が靖難の役に勝利して、永楽政権が出来ると、当然のことながら重用されるが、特筆すべきは、北京遷都に向けての北京建設において大活躍したことである。[27] ともあれ、李友直は、正統三年九月に七十歳でこの世を去るが、燕王への内通以後、順風満帆の人生を送ったのであった。

李友直以外の燕王内通派について触れると、郭資については、『明史』巻一五一、郭資伝に、

武安人。洪武十八年進士。累官北平左布政使、陰附於成祖。及兵起、張昺等死、資与左参政孫瑜、按察司副使墨麟、僉事呂震率先降、呼万歳。成祖悦、命輔世子居守。

とあり、北平左布政使でありながら、挙兵以前の燕王にすでに内通していたことが知られるが、郭資の北平左布政使への任用は、『国朝献徴録』巻二八、贈湯陽伯諡忠襄郭公資神道碑によると、洪武時代のことであった。陳瑛については、『国朝献徴録』巻五四、都御史陳瑛伝に、

革除元年、調北平按察使、坐通藩邸、謫広右。壬午年成祖入、正大統、召為都察院左副都御史、署院事。

とあり、また『明史』巻三〇八、陳瑛伝に、

建文元年、調北平僉事。湯宗告瑛受燕王金銭、通密謀、逮謫広西。

とあって、燕王府への内通が露見して広西に謫戍されているが、陳瑛は建文元年に北平の按察使に調されたというから、黄

子澄・斉泰によって北平に送り込まれたものと思われる。また張信については、『建文朝野彙編』巻九、侍郎張昺伝に、

都指揮張信、亦以貴謀告之。

と簡単に触れているが、『明史』一四六、張信伝によると、

臨淮人。父興、永寧衛指揮僉事。信嗣官、移守普定・平越、積功進都指揮僉事。恵帝初即位、大臣薦信謀勇、調北平都司。受密詔、令与張昺・謝貴謀燕王。信憂懼不知所為。母怪問之、信以告。母大驚曰、不可。汝父毎言王気在燕。汝無妄挙、滅家族。成祖称病、信三造燕邸、辞不見。信固請、入拝牀下、密以情輸成祖。

とあって、張信は大臣即ち黄子澄・斉泰によって北平所在の衛所を管轄する北平都司下へ送り込まれたのであるが、張昺・謝貴と連動しての燕王討滅作戦の密詔を受け取った時点で、燕王側へ寝返ったのであった。その功で、靖難の役終息後、都督僉事に進み、隆平侯に封ぜられている。以上、北平当地での建文政権側の人的動向をみてみたが、削藩弾圧策の強行過程で、李友直のような卑官のものだけではなく、北平の布政使・按察使・都指揮など、対燕王府包囲網の重要な一角を担うはずの人々も、燕王府へ内通していたことが知られるのである。

むすび

洪武三十一年七月の周王削藩を皮切りに、代王・斉王・湘王・岷王の相次ぐ削藩、それと相前後しての、削藩の最終目的である燕王府に対する包囲網の形成、といった黄子澄・斉泰主導下で展開された削藩弾圧策は、洪武三十一年七月から建文元年七月の一年余の間に、急ピッチで強行された。とりわけ、燕王府に対する包囲網の形成を進めるために、黄子澄・斉泰は、新しく張昺・謝貴・暴昭・宋忠などを、北平布政使・都指揮使・採訪使・都督などに起用した。宋忠が指揮使から都督へと異例の抜擢をうけたのをはじめ、謝貴もまた、斉泰の推薦によって河南衛指揮僉事から北平都指揮使へと一躍抜擢された。このような昇進体系を無視した人事をみても、燕王府に対する包囲網作戦が、黄子澄・斉泰によって、かなり強行に行われたと言わざるをえない。かかる黄子澄・斉泰ラインのよる強行作戦に対して、建文政権内部において全面的な後押しがあったかというとそうではなく、左副都御史韓宜可、監察御史尹昌隆、監察御史呉肇は、削藩政策や燕王府弾圧策に反対の主張をし、尹昌隆の場合は、そのため左遷の憂き目にあったのである。黄子澄・斉泰の強硬路線に対しては、南京の建文政

権内部にも、このように推進派と反対派の間に軋轢があったのである。北平当地においても、布政使・按察使・都指揮などが、燕王府弾圧策の最中、燕王府に内通して、建文政権を裏切る行動に出るものも現れた。それは、建文帝の新政が始まる以前から、北平に赴任していた布政使の郭資のような人だけでなく、黄子澄・斉泰によって送り込まれた北平按察使の陳瑛や都指揮僉事の張信のような人まで、燕王府への内通に走るという行動に出ているのである。通説的には、諸王は強大な軍事力を擁したとされる。それに対して筆者は、別な機会に異見を述べたが[28]、百歩譲って、たとえ諸王勢力の軍事力が通説のようであったとしても、建文政権の内部事情を見ると、黄子澄・斉泰主導の削藩弾圧策は、かかる諸王勢力に対して、建文政権が一致して、その勢力を殺ぐために実行した、という性質のものではなかったといえるのであろう。

結論的に言えば、靖難の役前夜の建文政権においては、黄子澄・斉泰が突出して強硬路線を突っ走ったが、その一方では、それに対する反対派があり、北平においても、一部の地方官が燕王府に内通しているという点から見ても、建文政権の力を結集して、燕王府に対処するという姿からは、程遠いものであったと言わなければならない。黄子澄・斉泰の強硬路線は、建文元年七月の燕王の挙兵を待たずして、それ以前からすでに綻び始めていたのである。靖難の役勃発から四カ月後の十一月に黄子澄・斉泰は、燕王の二回目の上書が切っ掛けとなって、あっさり解任されるが[29]、それは、まさしく建文政権の中の激進派たる黄子澄・斉泰の強硬路線の完全なる破綻であったといえるであろう。

註

(1) 拙稿「建文帝の削藩政策とその展開」(『東洋学報』第七三巻第三・四号、一九九二年)九五頁。

(2) 諸王、といっても五王だけであるが、それに対する建文帝の削藩政策とその展開過程、ならびに削藩政策の構図については、拙稿「建文帝の削藩政策とその展開」(前掲)で検討した。なお、なぜこの五王だけが削藩の対象となったか、その理由などについては、別に「五王削藩考」(『中央大学文学部紀要』史学科第三八号、一九九三年)で考察した。

(3) 拙稿「建文帝の削藩政策とその展開」(前掲)。

(4) 『明史』巻一四二、張昺伝。

(5) 趙隆の事件については未詳。後考に待つ。

(6) 『建文朝野彙編』巻十六、都指揮謝貴伝、「謝貴、未詳所自始、洪武二十五年以錦衣指揮僉事、陞河南都指揮僉事、未幾、署山西行都司事。

二十八年坐趙隆事、法当死、上特宥貴、降河南指揮僉事。建文君即位、疑北平反、兵部尚書斉泰薦貴智勇、以為北平都指揮使、俾覘藩府、令其練兵、即有変、先発後聞。」

(7) 阪倉篤秀「建文帝の政策」(『人文論究』第二七巻第三・四号、一九七八年)十三頁。

(8) 同右論文、十四頁。

(9) 諸王強大論に対する批判的検討を、諸王府の軍事的力量という点から試み、諸王勢力は巨大な軍事力を擁していたわけではなく、したがって、それが削藩政策強行の主原因であったのではないことについては、拙稿「五王削藩考」(前掲)で述べた。

(10) 護衛の兵力数については、拙稿「五王削藩考」(前掲)参照。

(11) 護衛の統帥権の問題については、拙稿「五王削藩考」(前掲)参照。

(12) 山海関において練兵を命ぜられたのを、『国榷』では、耿瑺としているが、これは耿瓛の誤りではなかろうか。耿瑺も耿瓛も、耿炳文の息子であるが、耿瑺はその長子で、懿文太子の長女江都公主の駙馬でもあり、洪武末年には前軍都督僉事であった。これに対して、耿瓛は第二子で洪武末年には後軍都督僉事の地位にあった。『国榷』の記事を誤りとするのは、これ以外の史料はすべて耿瓛としていて、『国瓛』に与するものがないからである。たとえば、

◎「三十二年三月、・・・以都督徐凱練兵於臨清、以都督耿瓛練兵於山海、」(『奉天靖難記』巻一)

◎「三月、・・・命都督徐凱練兵于臨清、都督耿瓛練兵于山海関、」(『鴻猷録』巻七、靖難師起)

◎「建文初、・・・又以都督徐凱屯臨清、耿瓛屯山海、与忠相掎角、」(『国朝献徴録』巻一百九、錦衣衛都指揮使宋忠)

など、枚挙にいとまないが、いずれも耿瓛としている。

(13) 明・高岱撰『鴻猷録』巻七、靖難師起。『建文朝野彙編』巻二。

(14) 『奉天靖難記』巻一、「先是、獲賊間諜、言宋忠誑北平将士云、挙家皆為上所殺、委屍塡満溝壑、宜為報讎。将士聞之、或信、或否。上知之、乃以其家人為前鋒、用其旧日旗幟、衆遥見旗幟、識其父兄子弟咸在、遞相呼応聲、喜曰、噫、我固無恙、是宋都督誑我也、幾為所誤。遂倒戈来帰。」

なお、このエピソードは、『鴻猷録』巻七、転戦山東、にも載せられている。

(15) 『奉天靖難記』巻一、参照。

(16) 『建文朝野彙編』巻十六、宋忠伝、「宋忠、不知何許人。始為鳳陽衛指揮使、以智勇聞。洪武三十一年、都督斉讓討西南夷無功、以忠代為参将、以虜功奏。建文君信任之。」

(17) 右書、巻十六、宋忠伝。

(18) 『吾学編』巻五五、都督徐凱伝。
(19) 『建文朝野彙編』巻十六、都督耿瓛伝。
(20) 拙稿「建文帝の削藩政策とその展開」(前掲)参照。
(21) 鄭克晟『明代政争探源』(天津古籍出版社、一九八八年)五八頁。同「〝靖難之役〟与燕王朱棣」(『明清史論文集』第二輯、一九九一年)二五頁。
(22) 鄭氏『明代政争探源』(前掲)。
(23) その後、晁中辰氏は、鄭氏とは別に、建文政権内部の削藩政策に対する対応を、①厳励削藩派②曲線削藩派③親睦派の三種に分け、①には黄子澄・斉泰・方孝孺を、②として卓敬・高巍を、③には郁新・董倫・楊砥の名前を挙げられている(『明成祖伝』人民出版社、一九九四年、四九―五一頁)、しかしこの分け方には疑問がある。まず、方孝孺を、①厳励削藩派に入れられているが、方孝孺が対諸王政策で黄子澄・斉泰とは対蹠的な方針で臨んだことは、既に檀上寛氏が説かれたごとくであり(「明初建文朝の歴史的位置」『中国―社会と文化』第七号、一九九二年、一六八頁)、①に入れるのは不適当である。つぎに、③親睦派として挙げられた人々の根拠をなす言動は、建文元年七月における靖難の役勃発後の戦局展開過程おいて、建文側が不利になった状況の中でのものであって、それは、削藩政策期における彼らの言動を示す直接的根拠とはならないのである。削藩政策期を論じるのに、靖難の役期のものをもってするのは妥当性を欠くと言わねばならず、晁氏の区分けは、その点を考慮していない論である。
(24) 顕著な激進派に宋徴も加えることができよう。『革朝遺忠録』巻下、宋徴伝に、「宗人府経歴、嘗建議削親藩属籍。」とあり、『吾学編』巻五十六、遜国臣記巻五、宗人経歴宋徴伝には、さらにはっきりと「宋徴、不知何許人、為宗人府経歴。建文時、上疏請削罪廃宗藩属籍、諸王聞之、皆恨徴。」とある。
(25) 韓宜可の伝は、『明史』巻一三九、『国朝献徴録』巻五五、韓公宜可伝を参照。
(26) 奸臣リストをめぐる問題については、別稿において検討する予定である。
(27) 北京建設への李友直の拘わりについては、新宮学「洪熙から宣徳へ―北京定都への道―」(『中国史学』第三巻、一九九三年)参照。
(28) 拙稿「五王削藩考」(前掲)。
(29) 燕王の二回目の上書については、拙稿「靖難の役・燕王・祖訓」(『中央大学文学部紀要』史学科第三九号、一九九四年)を、黄子澄・斉泰の解任については、「燕王・賜書・祖訓」(『和田博徳教授古稀記念明清時代の法と社会』汲古書院、一九九三年)を参照。